

70歳以上の  
皆さまへ

# 平成29年8月から、 高額療養費の上限額が 変わります

## 高額療養費制度とは、

ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

平成29年8月から、70歳以上の方の上限額が下表のように変わります。

## 70歳以上の方の上限額(月ごと)

どの適用区分に該当するかは、被保険者証、高齢受給者証または限度額認定証でご確認いただけます。

### 平成29年7月まで

適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円以上の方	44,400円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% (多数回 44,400円※2)
	課税所得 145万円未満の方(※1)	12,000円	44,400円
住民税非課税	II 住民税非課税世帯		24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	8,000円	15,000円

### 平成29年8月から

外来 (個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
57,600円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% (多数回 44,400円※2)
14,000円 年間上限 14万4,000円	57,600円 (多数回 44,400円※2)
	24,600円
8,000円	15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

お問合せは  
こちらまで

- 各都道府県の後期高齢者医療広域連合
- お住まいの市町村の後期高齢者担当窓口

厚生労働省 高額療養費制度

検索



▲保険料の詳しい内容については、こちらからも確認できます

支払い上限額の見直しについて

Q なぜ高額療養費を見直すのですか？

A 高齢者と若者の、世代間の公平を図るためです。

医療費の負担の上限額は、同じ年収であっても、高齢者のほうが若者世代よりも低く設定されています(下図)。世代間の公平を図るため、高齢者のうち負担能力のある方には、ご負担をお願いします。

上限額の比較 ※ 70歳以上の方の上限額は、平成29年7月診療分までのものです。

70歳以上の方		年 収	69歳以下の方
外来(個人ごと)	約80,100円 (44,400円)		約370万円以上の方
44,400円	44,400円	約167,400円(93,000円)	
12,000円	24,600円	約370万円までの方 住民税非課税世帯 住民税非課税世帯 (所得一定以下)	約80,100円(44,400円)
8,000円	15,000円		57,600円(44,400円)
			35,400円(24,600円)

Q 70歳以上なのですが、私は、8月から窓口で支払う医療費が増えるのですか？

A 窓口で支払う医療費は、その月にどのくらい医療を受けるか、そしてその月の医療費が上限額に達するかどうかによります。

医療費の上限額は、収入に応じて決まります。8月からご自身の上限額がいくらになるのかについては、ご加入の保険者にお問い合わせください。

